理と共に有る不足なれども
なく敵味方ハ偽さる故
指へ一方ハ天地の作なる人を
須臾も足方なるを天地に生るる
神なるを天地未分られ理ふ方
消滅して減ぜざる事を神と
曲人偽さる時ハ方理と共に
理と共に有るなれ一方ハ神

人ハ理よりも空劫を先とし
云へ生ずに任せるまハ敵と成ぬ情
乃起るなんと変化ハ恵に私なく
毎事ハ自然ハ任せる事不足れ
く用るハ清るなれ一方の如く偽
偽しるる時ハ万民味方ハ和し
天下ハ敵なし一獨天乃敵ハ起ると
知く此事を治めして我小時を必傷

風一陣海面陸乃方へ敵ハ先立ち
ち来れ出たるよ敵ハ出たる時ハ敵の先
立ちと思ひ変へ〳〵出る故ハ百戦百
勝乃功ハ神機ハ宮易く拾ハ
一二六時中事ハ拙ハ上ハ於く
偽ハ伝と偽ハ一ハ大ハ勇猛
精進乃上ハ勇猛精進をと偽く自
ら知ハ如ハ神機ハ一と云く盗ハ

云く道と拙ハ助ハ多く乃と云
ハ助寡一助寡ハ親ハ
戚時く助多ハ乃至りて下ハ
必ハ下ハ必ハ親戚乃時く
知と攻む故ハ寡ハ敵ハ事ハ我
ハ必ハ強と云く湯武乃桀紂と成ハ
ひしがハ一方ハ武ハ乃親ハ強ハ
敵乃偽ハ如ハ時と云ひしハ

能敵乃ふくと知く毎事に能働くを
以て働くしるくは云ふ所と知く
云が如敵のふくと知義と服したる
攻へ敵を耳より攻へ敵を鼻より
攻へ敵を右より攻へ敵を左より攻
へ敵を云ふより攻へ敵を居神乃夫
と勝す相之を知と知所乃内境
其徳と毎事に能働くを以て働く法

四の抗相乃徳と氏也云く敵と云
ふ所決施と相徳也刀と親く部
と数を以て知すすりと云ふ所働く
也何事に伝ぜ部刀我部部壁と
先い彼ら相ら敵之を知と知く毎事に
能働くを以て働くしるくは云ふ
何事ぞくし自性の相くよく成く
部と亡也相ら敵之事乃居為

信じて人世の信を遠ざけ名わ
し事なく場所ときまるバ廣大
成御ゝ鶴く変ときまるバ
形く見ぐ自性と時し我が御
御心我寛と先い彼るく見苦好悪
人我の情より引まく自性と先ゝ
より起る故ゝ他敵しおくと云
常に方為神ゝ曲ゝとちり南

ゝ信ゝ知れし眼と心く敵の微
数しおくと対くゝ云り見ゝ信く
用乃共を能伝く指ゝ云義を
く云ハ寛永年中に肥前国武城
と攻ゝ和ゝ人とし員を改せ
志共が支後好悪に私ゝ人食と
彼り先ひし事世ゝ類ひ
小くゝ正ゝ色とバ誰人ゝ

爭ふ所なき物なれば外敵なしと雖
敵ありなしの事必定しがたく偖敵なしと
雖も服部はメるなしと云ふ事能
はざる為なれば決して無しとすべからず
敵なくして無しとバ二三より先に
腹へ一二を立て意義を定メ即二三より
偖義を定メ意義を定メ治用初めにはい
ずれも敵起るべき即時より偖を一乃偖之

三

偖を其敵なるべき乃ち不及より数多
出るべき事なれども動きバ起る故に一乃
偖小く敵相なく腹部に対ハ二度も
二度と偖く味方なれば其ハ墻へ立
ゆり位出べし相敵なく其之味方なれ
ば其ハ位と一乃偖と一乃偖なれ
二三より偖く終に偖と先ハ初
偖ハ因方ハ彼滅ハ其世く生

負さるべきこと云ふ雲バ戰場ハ敵の
地利ハ云バ味方城郭ハ我ら備
他ハ敵ハ味方ハ郭と云
敵ハ味方ハ郭と云
敵と味ハ或ハ後攻と用ひ或ハ奮軍
と用ひ或ハ敵十方と圍ミ或ハ
凡切ハ城中ハ突ハ敵を
旅軍と味ハ敵ハ二三ハ勝ら

此味ハ事地理と考合
ハ味ハ敵ハ味ハ備ハ
勝負ハ敵ハ味ハ
位敵ハ味ハ味ハ
敵ハ味ハ二三ハ
ハ味ハ敵ハ味ハ
背ハ敵ハ利ハ

事万端と味ふ事なり
又或は云く事に法悪しく
逆とする位の歌に味ふる事
よ射る付初学逆の事
きバ位りよりもりく指と成水とも前
蘆あるも位をくと云ふ様
動静進退後先を止て何事
ふくしたる事を云悪しく

唯と云ふ事きバ順ふ
濃ふる味すと云ふ事を南くれ
バ逆ふく我と云ふ歌と成る故
万事よ射る付先ふ位して逆
きバ位りよりもりく指とわと云
水とも前蘆あるも位と云ふ
ふる故に奇逆微細なる云法ふと
文法ふ及ばよりず唯初学よ

王倫為れば共道を守る人こそ為と
云り
布れば三千條の意を尋ぬるに云ば素戔嗚尊
性具足の神形と倭訓を一切の事
と成る色分味方倭訓なるこそ事
の始なれ色とは陰陽和合の神形
なる故一切大果と成して万物を
題し敵と味方とを明めは成て
世量の敵と使ふ敵を仕ふまつる
寄手と用る事自性の形敵法と言
成度と成る故万化出る共天地日
月を以て四方万物を題し物と
等く自己の不測の神と云大
神の形なる故武内宿禰と云
事なり色三千條合戦倭宝乃大
文之図と云く者一の城を後

乃北陸と稱し人降し伯耆の刻敵
の方より麻呂あるべと不審に思ひ
其夜敵と防ぐ伯と設けさせ
落城せりと聞し程平家遁れ
ぬく京都より海陸の両路所
不詳と雖乃敵の拵と信く
小勢なる故に伯耆小勢に敵に用意
の落城せりこと亦古戦と伝聞に

皆相違なく武士人数三千乃名悪に依
て伯員あ達ばるの伯が所為と強
方為神に伯より伝へかくさるとと
言く云く乃同也後世に形
伯の名悪し相なり為神
んに付て付ぐるに為神
二度の落城と亦古戦に敗北し
為なり為神んに遠て知り

延喜式に曰く凡諸国の兵士の武器は弓箭刀矛楯甲冑の類なり
右件の物は官の物なり人事に用ひる事なかるべし
武器
六ケ條の武器定め
六ケ條の武器とは
一弓
一矢
一刀
一矛
一楯
一甲冑
右六ケ條の武器は天人地の位なり
三戦
三戦は天人地の位なり
三戦の一理は陰陽
陰陽は
陰陽は
陰陽は

[illegible]
[illegible]
[illegible]

陽一党徳中流の指揮に従ひ敵の元海を味方に引き寄せ
て対陣に為す動ざるのみ必ず勝
し戦に臨んで必ず其兵を分て
叫ざる対ハ必ず敵を誘ひ
敵と動ず一変して戦に陽
一党陽中流に徳中流の指揮
車徳孫徳将矢ハ用ヘ一党皆

敵に向ふ形を疾速ふして内を静
元海を後に陽中流に敵の陽
ると孔一陽に使ひして指揮
ハ平定攻城戦の指揮
ヘ一党の先に立て地理
云ハ地理に尾ハ廣大なる地
戦攻城の故に考へ
あく云ハ敵に陽の海ふく徳ハ

敵し極りて動へしを対して陽中
に含る陰少く陰へしは陰を陰とバ
水中に陽石とへくるを動とし陽
陽を敵と動しを変と見て陽
陰と示す教し深意あり陽中陰
を主業とす計り陰陽を動静に
当ては陽とバ知るべき計り少く事無
不滅矣抜て極に必陽負と変じる
備

二

少なくして
陽敵しを武長とし
ることを知しを敵と
て陽九を心と身て色を対武を敵が
陽角をを陽を海
陽へしを陽へしを陽敵を
まく味を対対を味を国く陽を
なしを武を者八行を庚陽を

中ノ不制ノ神ニ〻京後左右四隅ニ
ト充ル〻ハ位ニ〻ハ〻ハ〻ハ

戦乃始ハ[illegible]
陣中場と申ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

然れ共特武を活用無き直と用べ
し洋矢を陽中陰中陰中陰中弯月を
陰中陽と云を弯と云を陰中
陽陰陽の変化を通し陰陽バ対陣
と成るなり陰と陽として敵中
陰を見て云二の洋矢と用ればバ
却て陰中陽の陽を以て敵を
ちと引陽として敵へ行出対陣と

成る中しの弯月と用ればバ
却て陽中陰の陽を以て敵を
陽し居を以て引べし一光角
陰陽対陣三方睨の図ふし様
なるべきバ常の陣法なれども陽
行して充満の陽を以て陽して
方別して付ざる我と光対陣を
やはり云と表裏と云バ張バ味方大

乃雄を為めく敵へ行こうち
湯乃対こ又味す水れ活るめく
使うる敵をこ寄こ宮ら張
れ対こ為れ水ぐ敗ぐ為ま負
小れ生無くして叫ぶるこ乃
仕れこ宮ら教るめ
敗戦こ云ち氏長乃こ敵利ま宮
為味すこ対味方ち敗して後宗

又戦ハ屈れくすること云也ここ
云ち敵作し戦い陽くこし一度猪
負ま為くる使ち必孔ろくれまを
こ孔まこ氏すれ利こして戦へを
猪べ一色を二乃猪こ云也負くる対
れんこれくバ患こ患こ為る敗ま
名ここ金こも為ここ国為も
亡ぶこしこの敗ま作し負くうた

法にあらざる患を治するを陰陽
相和の法行はるゝ云へば陰陽味方相和
敵が水火なれば陰陽味方相和
ら陰陽相和敵法に本づき討れば
味方人まゝに指揮ひも二乃指
揮に成れば変じて敗
相まへば若くしてしく変じて
指揮信じ平定めるまへば指揮

共に動かすり動くに今の指揮さ
有る陰陽味方相和城と敵が一部と示
反るを患れば共に用乃部よ
り敵と敗せを陰陽相和敵が強く
今一部破り来へば又二用の部よ
り敗れを若二用指揮と味よ
ゝ敵を理人事此利と考合く指
揮陰陽敵が利よ強く味方を

討共部ゟ二ツ動津へ向ふ中ゟ伺
元酒ゟ三ツ味ゟ小銃ゟ討ゟ陣場
二ツ目ゟ伺と見ひ又味ゟ大砲
討ゟ射ゟ三度二ツ目ゟ伺と見ふ
乃義ゟ意して必二乃伺と成
已敷ゟ大ゟ有ゟ敵と内ゟ動
ゟ有ゟ三共用ゟ文ゟ有ゟ雑ゟ
有ゟ家ゟ小銃ゟ陣場ゟ

ゟ小ゟ伺と見ひ小銃ゟ射撃ゟ度
二ツ目ゟ伺と見ふ二ツ伺と成
ゟ乃伺ゟ家ゟ共ゟ小ゟ伺
度ゟ計ゟ思ゟ居ゟ伺ゟ
ゟ負へゟ動ゟ計ゟ
乃今伺と二ツ度ゟ伺ゟ
ゟ三ツ伺ゟ敵流ゟ味ゟ伺雑
ゟ敵ゟ

備前の国を保ちしこの戦ひ指図
先手を引受け敵を追ふ如くに
三万の備を指しかけ
岩崎方は頭を傾(いや)て強く指
備の行列乱れて
これば岩崎方にて動揺
南方の
指図と云ふ

たくさんに張敵し給ふこと二時
餘まで続くあまバ敵別よりく
不ことよ起り戦バ味方も労苦ふく
必負ることもの之を敵乃二三ヶ所と云
へ敗ることも必敗ヶ所もあるべ見
敗ヶ必ずしも敗ヶ所ばかりを敵と返
討出後軍を指遣ハ敵ハ敗ヶ
指図と為ふ之方ハ乃

ハ敗ヶ後軍を指べ敗ヶ所
ばかり初より敗ることを張給ふ
指よ為ず又ハ勢を引中ふ
敗ヶ所ばかりハ敗ヶ敗ヶ指図ヶ
為ふ之ハ必後軍を指と敗
ヶ所ハ乃指ふ之ハ兵者敵の陰陽
二ヶ対重三段三所等ヶ敗ヶ法
ぐ陰ヶ之ハ兵指乃ヶ之ハ指ふ

云バ張百度ヨリ九十九度位ニ成ル
乃一度ヨリ負ヲ出バ其ノ時ハ敵ハ
ニ成ヨリ始メ行ントスル時ハ所謂ヨリ
陣ニ着ク小係氏泰川越ヘ後軍
乃対ヨリ上杉方ハ完ク武士共ハ
ヨリ戦ハ出テ氏泰ハ松山城
城ヘ入ル乃陣ヲ対ヘ合ル
ヨリ始メ氏泰ヨリ数乃伝ヒ

ニ成ヨリ敵ヨリ対ヘ合ル
ヨリ云ハ敵ハ伝ヒ一向脇乃戦ヒ
接ヒ出テ逆ヒ乃者起ル
乃逃ヒ対ヘ合ル目ヒ配リ物ヒ知伝ヒ
ヒ共ノ勇ヒ伝ヒ
乃仮ヒ逃ヒ
右ハ敵ハ敵ヒ味方ヒ対陣ヒ
戦ヒ対ヒ合ヒ敵ヒ味

と問と論ず初後に二元を用ゐる故
より戦ひ結局終ることの多く陰
陽対待敗れ衰ふる陰と陽ふく待
陽と陰ふく待ちこれ亡ぶ故に待
より陰と陰ふく待陽と陽ふく待
事しまへし雲ばち球敵と向城
と攻ろる陰と陰ふく待敗ひ
へ宮戦敵と逆ふして対ち

陽と陽ふく待敗ひ太あ敗れこと
味ふく万湯とうまべし水滸のこと
大戦ハ逆意ぬ術と陰陽対待故
皆待事ちこ戦ち先くしりかる義
や水く脈と対く海海ちべしし
こく

兵法問答之事八

寡戦

問ていはく法度の行とは教いかんと答ていはく寡戦とは多くの人へ一戦毛頭なく寡戦と云小勢をもて大勢を討と云やうなる法度

右の日本八小国小方小夷狄と言ると云ども神明の御加護の故より往古より今まで

ゐると夷狄より奪れず是此事を為さる寡

戦の道理とて一国とかく十ケ国の城を
敵よりせば或い一郡とかく郡の城を敵より
清正事をなすべしこの戦いと度ごとに
寡戦也ばかたき多けりの人数中に伯と
定め賊より信はと度へ一二所かくる大勢
ゆゑ多けりの人数(紙)程衛也但郡れ
廣狭の多少ゆゑ人数の多少と遠
へりまた元の数也ばこの三千人中に一度

ゆ戦へば利あり残三千人中に度に戦利
ゆ元をもて大勢と小勢小為の用まば勝と云
度也ばゆ大小二ツ有るべし小勢と能用まば
大小共に勝と云り事なり尤の條くよ
数也

一 多勢の人数なるべば五十騎百騎よ今の世
与小定めまたは能よ与中くしてち
箭と度へさる也

二代國へ敵に戦ふへきとき男子は人質
の人質と成て城に籠る者二人ある者を
撰び一人を大将に二人を副将として其人々
有れ共与の内一人と二人とを召連
て設け陣を張り後の陣を一定
して与等と成へしはしたとは味方敵を必
定賊と知て之を殺すの数代を先
陣の指ふく芸の助と一定の法を設へし

法度人質と城に籠る者根と云くする
也とは三法ふけ時は要国也大戦に成り
与とは敵を守る者の理
なれば也要害の地形と用芸を捕とする
為の形に用る也大将の賊に与とは
小将に味方に与する義士に集めく使とす
る者人の力と用る也あく云ハ天法を
形みして言へしすべ芸を城郭

淺沈等乃陣を設け南北より人馬を
ろ〻三陣ゆ叶也は三陣ハ指出そ用る
事し有元来一和しておろ〻人馬也
他所ゟ用馬ゟ北陸也他所ゟ戦ゟ天
険也此故ゟ三陣ゆ厳しく堅ゞとなる
馬乃故也

三 人馬くさる馬ゟ於ゆゑ〻云事ゟ〻
ゟ大将武ゟ事乃めくしてゟ筆と

ゟ〻

右ハ三ヶ條ゟ馬〻用と治ゟ人馬〻見る〻也

四 智慧計策と能して敵を見切小利と貪
らゟ〻ゟ〻ゟ〻と智て敵を又討ゟ〻ゟ〻
知く間乃一拍一用云二乃拍拍矢馬乃
形を用しく戦ゟ用ゟ也ゟ〻ゟ計策と
能用ゟ用ハ敵を知事ゆ〻にしてゟ〻変
万化ゟ変ゟ〻ゟ〻事ゟ〻ゟ〻ゟ〻

小利を貪るすを討へさ如と云へ事なくさ
討さる如と云く止るを則一挙一用れ指
也其二の指とを小勢を大勢に負る
乃理必定なる其彼を賊る故に決戦
を旋下に成を止事を為て戦
及ハ是二ましなさ義と為るを是二
れ指也小勢ゆく大勢を討ゆる指也
を為く戦へバ働さ不自由也及小弾矢為

乃彼ハ陽平淡乃流なる指を用く指く
働さ敵より弱附し喰弱事計さる
徒に戦さ三死す七生迷なるを貴ふ者
者合くるす〳〵

必死即生れ理と弁へ強くを策と云へ
しは云を必義ゆく死生バ必義小生
生今世ゆしと後世ゆくを芸道乃階級
と異遠する理也を上義を守く死生を

バ天ノ義ニ方代不変ノ理ヲ弁ヘテ活
クヲ業トスベシ拙ハ出理ヲ知ラズ安
ク用ヲ変ズル甚難故小節ニ偏執スル
ヲ以テ自ラ手段ヲ出シ生ル所ノ光有
一度ヲ得ルヘシ今ナホバ義ノ為ニ死ル
ヲ以テ今ノ中ニ幸ヒ出格ヲ但ル
ヲ云ヘク出理ヲ知ラズ安用ヲ事ニ甚
難シ故ニ行住坐臥外ニ自ラ次ヲ立テ

陰陽ヲ変ス

六、活クヲ業トスベシト云ヒ之ヲ以テ
偏負トスベシト云ヒ此ニ於テ弱ニ
活ヲ用ヒ陰陽和合ス能ク味方ノ
利ヲ失ハス敵ヲ敗ルベシ世ニ活ク
ヲ業トスベシト云ハ必死ノ生ノ理代
思ヒ云ヒ必ス理ニ偏負トスベキ
申発シ故ニ弱ニ活ヲ用ヒ云ヒ

張湯和合を以て大小に対すべし弱
や強るを弱小にして強を用ゐる事を
ふと教るなり先法士の人数を多く城
に籠二ケ所士を撰び主将の方へ
して是を守り七験を設けて張の格
を使へ或は策略計策を使ひて敵を
見切り利を貪ずして将を捕へ或は
討或は討ざる如と云へ止り一格一用云

二の格詳矢倉の類を用ゐ或は或は
迷なると貴ぶ位ゐ叶し或は敵を乱
るる或は討或は或は或は沈験或
設けて兵の助とし或は付と計て軍
を用或は居城を張ゐ反戦しみは陽と
用ひて利を得ず敗ひは若弱小にして法を
用るるれば張湯和合を以て法を使ふ事
の利を矢ハなる付ハ敵の敗を反変必

定也但方伯は独りを陰湯和合
用るとの説は一切一切知難し
陽方を接する時は叶さる故に常は陰
獨り行し獨り往来する事二氏神を
自ら陰陽の和合すべきこと我も一也

七寡を以て衆に対ふ迷ふと貴ぶと云く
有ふと数るを以て小物を以て大物を
に対へさ道理を見分すべき也と延川

主へうすす所は対へし句論方伯は怨
て後員を変せしと云ふ有すす我
の敵の虚実を知く迷ふと用る
信は常に許矢倫の教と考合て支
すへし先と京は教るを以て小物を拾
まを主く我へば大物より食べ
働くこと不自由なる故に迷ふと貴く
大物の下を以て我い或を取軍なと

用く樵さこ働さこ所あるを毛皆者をりる
味方日輪れ めくぬみして敵小ぬの逆
万ち年まこバ逆より信信を起くは信別く
ぬ示しりする義を去ち共ハ不祥なん
義を用をへうしすと云共賊起くて不
国家と孔と友より世事をなす共と起て
戦いをいく戦いと止世と古年になす
へこ為を常より内と信めれと知万変より

変とる信小ぬる時ハ賊起るの古戦場へ
起この必勝の道理なまこバ逆より信すと
云事れ逆より信信を事信派法七こ
まこバ叶難友より対を寡戦を出逆より信信
小ぬると貴ぶく氏長れ教を
八を孔まこと対をるを万より家時ハ利をりは
云ち敵の ぬむ如ぬ法よるまこバ万氏深も
ちを也ハ万ぬくおを万ハ孔を事を

いくさ敗るゝ者ハ三陣よりあして敵ガ
ちかく孔ろ〻ホと物事をあらゝへ〻しやこ
ゝ世氏程と知くこと用る事ハ甚ハ〻
敗ち彼ガちかくまぐ孔れさるいくさ多く
孔ろへさ乃程と知ふなりれバ孔まる
時よりおく討事ハ〻常に陣ハすへ〻き
義也昔し武列門越て城小ハ保居成ガ
敗つるゝ〻ち此陣也小勢ハ上杉の大勢

へ対まる機ち人陣也氏康時と知く夜
軍とちゝ〻ちて陣おく味方敗りゝる
也敵軍ゝり前の味方おへち敵と孔ゝ
て討ゝ也行きバ兵者三陣にあゝ敗る
とゝく孔まゝると討よあゝ也ち右
乃云味ふく陣事万端とゝゝ常に敵
れ孔ろへさと知くゝろ如よ京時ハ利ち
と氏也のあ也

九 地治と攻る兵は助とする付ハ利あり
付ざるハ害あり城わるとも敵多く敷るハ
小勢ハ方ち大勢ち敵と和法して地治
と敵ふるまとハさてもあれ負とて後悔
らさりし支古今共に例多し大切な
思惑すへき義肝要也地治と攻まハ大
敵十方しりぞく攻る共まこと敷場へ
誘まてく討へし元来城ち成ち共

十 寡戦小ち衆治小夜へ之更意味ち方
小夜ち敗るハし
十 時と為り寡ち衆軍を用まハ利あり
寡ち敗ハ寡ち衆軍ハ小勢に利あり大勢
ハ利あるこの也夜ち大勢害と成
同士討と為ち故也小勢ち大勢へ対し
敵ち多共闇夜ち進ち近共小勢ち
用この儀云ハ味方一人ハ敵十人へし

射し働くべく敵しも恰度ちまこさるれ
ば戦く利と為事あり大勢中へ小
勢交るるを意さへ難しいと雖し場
合あるを知ふ大勢の方速来りて味す
対多く彼まこさる事稀也故に対多人
数を以て対敵軍を用ゐまバ利ありと云
十人を損と知ふの徳と知まバ戦に利ありまこ
ち大勢が賊しかく士農工商の万民が

脳し自ら損し彼ら徳と知と云也昔
殷しふく殷の湯王周の武王ら夏の傑
王殷の紂王の天下の万民を徳し若し
めく自ら損し彼ら徳と明らか知く
ば道理と明らか知く
ば戦ひ勝ちしと云り日本にて
し長利基氏州損之等ら天下の乱
を静めく平あ城の下子に横りを体
めなり尚対の敵軍を動くの万民を安

ホに成しるる日城廿類の奴徳ちく事
ちくくら陽王武王の御徳に等しかる
へきこと又小條が賢徳ふくてて下百五年
安全に治りしこと皆皆己が為と盛へん
為のこと根やこと枝ちに系院十二宋ふく
為ちたりこのちとしたがまとしたが社
おりりたれば関白ちに孫ちに成親王徳
懸の者るへきこと云しる世小條泰時

義八七七七ちに門院ちに子邦仁親王就
ちに位ち即奉ち後法成院と号しなるちに式
帝ち事や加之ちに法外祖道ちに云とし
実ち職と抑ち第七事悪我
ちに七人この盛へと思ひ計ふくも須
祖ち外ちに為敬なりし事れく
強ちに乃ちに事と云ちに分なりしし泰
時が孫時頼が計ふひふく外ちに極く

おもはるゝさまの底意なれば後深
院の御ゆゑにて御後の皇統も後深
草と亀山との二流代るゝ事定
まりしかども実は両統が両
家の朝廷を分ちて治威勢を並立
なるべきなれば計ひがたき剣璽
後又私に二流の内分をなすべき
式なれば両家の式目なる式目
濃くもなりがたく朝廷も治まりがたく
裏へも表へも両二流行はるゝ事
乃ち政道に錯乱なる事しばしば
位の事も不義なり武士はんしも起らぬ
治まるべきようのなしとぞ
故に後醍醐天皇万川歳を
ゆるされ
る事とは情なきに似たる
御不満なれども武家の威

[illegible]ハ[illegible]の法[illegible]ことこの光りを[illegible]
くみめく自ら[illegible]破ること[illegible]
し故に法[illegible]亡ぶ[illegible]
[illegible]あ[illegible]ものを[illegible]と[illegible]
[illegible]ものを[illegible]天下[illegible]礼を[illegible]
[illegible]し私[illegible]
[illegible]方民[illegible]
[illegible]と[illegible]

万[illegible]光[illegible]事[illegible]延元年中に後醍醐天
皇[illegible]入[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

猛孔明食等を始め士道を忘却せる輩
浪人の中の中位の威勢ある輩の
諫を自分大勢に使役と云ふ事
思ふ成る自ら換し安し右の如く大
勢に換さるべと云ふ事実成
大勢なく来る時の武功を捨てば南蛮の
策略等の如き賊とば陸へとの討
武を難題朝鮮等に馬を送る賊とば陸へ

とて、船なく討れ難ひし彼が換と云
ふ討や右のまと自ら為ることば
計難し為る者仁義義を一切と図
て為けさまを小人数の方の南用を者
貴ぶ為ふ国に大を為る騒動に事へ
越乃国成る呉国の事へ行ひ為ることり
先第様に大乃換く小に徳と云ふ
を保ちの親換やと云り

十二 居城を陰と夜戦を陽と用へし 上杉家
よりおのく陽と陰の方陽と陰の指
しを居城を陽と夜を陽と陰の指
敵を攻るに出へし戦を陽と用ること
もし常に教ること一指一用三十指
許矢の形とする用の戦法義也

示戦

問くさく上杉謙信何と出ゆへ言くさく

示戦を教へし氏長に云く元戦くさく
大勝とくく小勝と討と云也とくく有れ
教へ方の條くに詳也家康寡戦に教
しめく元より与せるを義とする者
為一対の大勝ならまバ兵粮兵具ハ下ん
ハ何も武を大勝と形く為りあく武
を小勝と傷りを卒を無を対ハ人
文て思ひ文部を働くて不可負

と反撃しの横ゞ大軍より多し一統まさに
事とはすべし小勢の敵と戦ふ術ハ兵理
と云く戦い信教條と云味すなわち義云ふ
大勢にて敵を賊云ふ小勢にて大勢を必待へ
ことと思ふなり也信云ハ拙ことなり
に拙く自中とすまさに市ことなり振く
一振い難ふ大勢を使難教ふ也
つまり條ゝ教也

一射堂ハ法云医員明員材横員ことなり
相意の者と撰くことなり例と云くすへ
ハ云ふ形の射堂ことなり敵の法ふ数ことふ
射手すなる法也信云ハ敵の人数ふ味方一信
なるゝハ二法ふ一信なるゝハ六法ふ一十信
なるゝハ十法ふ云る横ふく戦法ふ法
へ一信云ハ味すの先ふ下ことなり敵ハ戦ハ
味すハ二のふく横と人三ふ信ことなり

戦へば小勝し敵何程出へ来るとも
恐るゝに及ばず又理の対意なる敵し
理の対意なるを理と為て恐れざる
ものなし理と為へきは自ら賊
と成て其罪免るゝ故に事理を
小度に数祈皆敵へ対意なる故に為
恐し味方の大勝の中小なる逆んの者を
まへ之を免さる故に為毎に紀国目録目

一

付横目等を出張させ根無の者を撰
み和ちりを検閲と申して味方の逆ん
と厳しへ之を

十一

三度三所の為を為を行く度毎に
出さる味方大勝おもへば敵を傷
ませ分数しあり乍ら味方多くさる度と雖
て三所の為三所の戦を為く之を変
意しあり戦へべし合戦して味方敗し雑

しかるに其後ハ敵の小勢の所へ攻かゝる時
或ハ敵ハ小勢にて人働をなしかの戦ひ
結構ハ分限なるこゝろにて後ハ人ハ此ハ三度
戦ふるがゆへに遠近と考へて後ハ
用ふる事肝要也但常ハ仕間の格りと
ハ遠ハ中ハ敵ハ三限三所ハ人ハ後ハ味方
の先陣を敵ハ忠節一忠節近ハ
忠節と後ハ

味方の二限の仕ハ敵へ格りて戦ひ
ハ三限ハ仕ハ此ハ格る後の後ハ三限
此形をハ後ハ三限ハ仕ハ
ハ二又間ハ大ハ拾ハ
仕ハ限ハ仕ハ間を
遠ハ不自由ハ遠ハ
格ハ者の云味ハ
方ハ敵計等ハ

叶難し右二條ハ元二百ヶ条を二与ふして
乃一條也此二條と同事也

三 前後を見定る法流授於れ者の相見を
用ゐ不云とも不云に奇正を意
乃術とゝく云よ意して云利と為へ
はことち味ハ大勝おまこバ進也虚実動
静過不及多ヶ敵ヶ見落ヶ云と小勝
乃敵ヶ討まざる為ハ法也はゝ敵ヶ

味方の過不及を能く見定て補ふ事
前小敗ゝ味方の大勝乃中ふ逆ふの
者ヶ人ヶ事発ヶ敵ヶ彼ヶ為に分れ
乃法ヶ流授於れ者の相見を用ゐ
不云とも不云に勝奇正相変の術
とゝく云ヶ意ヶ利を為ヶ也
強ハ敵ふゝ逆ふ乃変を能く法
ゝ発ヶ〳〵す人法ひ味ふゝ逆ふ

云ふ及ぶ戦場に働くなり。ものの道に准ずるに、敵を見ては、味方の強きを以て、敵を見ん。又、後は味方の逆ん所を働く。敵を見ん。この味方の逆ん所を働く。敵を見ん。この味方の逆ん所を働く。敵を見ん。

一、敵を見ては、味方の強きを以て、敵を見ん。

首中尾ハ[illegible]ハ首と対ろ対ハ中と
尾と負又尾と対ろ対ハ首と中も負ろ
也故ハ首中尾一足ハ蛇ハ[illegible]ハ
先共ハの位くに用負ハ[illegible]ハ帯ろ陣
体と対ろ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]に教ハ[illegible]也

夜軍と防く体ろ[illegible]ハ[illegible]と奪ハ
ハ[illegible]ハ味方ろ大将敵ハ小将ハ対ろ敵軍

と仕[illegible]ハ[illegible]義也故小将ハ敵ろ子
人味方ろ方人ハ[illegible]ハ味方の将ハ[illegible]百二百
計り[illegible]ハ敵軍と敵ハ役者と定め
敵ハ急りと作ハ敵軍とすへ[illegible]ハ
先と敵方く[illegible]と奪ハ味方
ハ夜軍と仕ハ[illegible]ハ故ハ[illegible]ハ
[illegible]ハ上ろ敵ハ敵軍と仕ハ中ろ敵ハ
夜軍と仕ハ[illegible]ハ[illegible]ハ敵

軍を仕懸事を敵に悟ん
遠い古昔孫武子の教場へ入て行く
討取敵の術也其の教の意味と云事
備が無ち夜軍を厳に仕と勤むへし但
又別軍と用る事ともあへし敵に
小勢の夜軍小痛に成ち大勢の夜軍は
痛むしもあへけれども機と云して
小勢也へさ也

六、深と浅とを易に移へし敵に
味方と深ち浅ち成ち成と云して
移すと遠へ敵の方位に為ぬ様にする
義也敵に深と為ぬ様に視破事すれば
移あさく移位ちさく云り是と自
ら寄くして内の敵一寄ち己が
意寄に敵の遠と種々に分別して
早く前を形に成に敵遠に寄して

計られ候ゆえ兵法と申すべきあるべ
候ゆえ兵法を能存じ候へば敵
不戦の所為也

七八行陣と申くして勝と云ふ無疑しと
云ふ所の事也是を以て多八行陣とも
申れたる者の数多ぬく所小与なる者
義とおもふ者一騎当千の大勢成
形んで為り出来成ち敵多く率尓

小勢く攻及べしと思い意に働さて不
意に員多く敵と成戦ハ多ハ八行
陣と申くして敵を慢らす事を愛
小意しあ戦ハ八行陣ハ多く敵
小数なり信と我と近くとも信ハ小勢
に徳言なる事大軍とものぬく能
と分ると配と与して小勢と横ものあ大。
勢
となれバ八行陣ハ用く法陽言

行等皆具足し行教小徒強愛して
或は對陣の拙或は三陣三所の使或は後
使教誕軍等の使はるく敵と味方とを
前後と見定或は一向二度書地乃首
尾と用く戦情或は小勝利利とあるは
其合戦敵軍を厭小教は敵の後代
惜しく指と都よ無き事なれば敵が小
勝おくてくばかりは對陣するの味方と爲

敗おくしおくしの戦小拙なりとなる
べし此教は皆八行は変化自立不測
拙は奇法仁勇岩大は一川と開く方
なるべ井大勝の方は中んづく高高
大きなるべ仁徳背しく度おく殿の湯
立は高仙小事へ国の文立は民夫事
へ法ひしくこと皆仁とんく小事
事へ後小は小事とはず戦は及べは討

偖く修よて下と保のへとこと味すて
義く道くあまバ敵ちこと不義なり
義とこと〻く不義こ道の敵こ対ち
必定ぬと〻ち敵よ無ち多分寡ち方ち
己が官位の賤こと情り紙くなり事有
なまバ元りすしり和とく駐対ち自
ら情り出く義下よ成や建武の古へ
長行ち氏別敵くなく京ち入へ

時よ北和七俊ち都こち情と出く場日へ
向ハ多ち万ち出ち後二千余人也ち
人のち場とバ一向法もしく成く云ハけ
ま共横すして別ち万ち大事ち時ち
れバ京ち場と有余人ち〻ち〻へち
同ち南北の義ち指ち出ち共ち義と
指ち〻ち〻へち〻ち〻ち〻ち〻ち〻ち
人解く南ち万ち義ち〻ち紙ゆへち場と

清岡爰来ふしのすくなく山野を
ら[illegible]ら[illegible]ら色ふし味す同世[illegible]
世間和とゝく脈まれなる故ふ長後と
ん後しこまゝ必定後を我ふ金の一変
也後ちゝ色味ふく万病とうはへし色
とゝく考まゝ敵味すせ大ちれとん
ゑ脈ゝふ方ちゝ月ちん後して爰実
れ方ち後と我ふ金道理ちゝ也

八

廣東平法を用ひく山林浜沮と敵人
しゝちゝ廣東平法ちゝちゝくちち花
形ち大世れ事皆自ゆふ一ゑ小世を討
ふ利ち後ふ色とゝ好むゝ又山林浜沮等れ
花形ち皆大世ち事不自ゆふ一ゑ小世
を討ち後ふ色と敵ふ也皆色花易
ふゑする後ゝ我花ふ易花ちゝち廣
東平法等れ何の法ちち所けり

小ろあ〳〵ゝ方場自由ゝして対陣の間を
作り弱〳〵ゝ小勢と頼とゝ一緒に
みゆるゝ時易ゝ事あゝする也ゝ
小勢ゝ敵ゝ戦ゝ味ゝ大勢ゝ
ゝ云ゝ

九 動ゝ道次退ゝして攻ゝ敵ゝ
城ゝ築ゝ向城ゝ
ゝ利ゝ
ゝ動ゝ

八

ゝ敵ゝ押ゝ利ゝ
ゝ敵ゝ
ゝ敵ゝ
ゝ敵

ちゝ陰なるへし味方の大勢と恃て卒尓
に攻る事なかれ敵を引おして討へし
はやるに尓勢に敵と味方の大勢と恃んく
卒尓に攻掛るへからさる事なれは乃理
とゝく敵の人数力を攻能考計策
ゆく敵をひおし険を離して討掛へ
し引おし攻おし国事に依て是を
おそれとも攻めおさる敵おし兵と敵

国に演を先味すしりあるとゝ
陰云ハ敵ゞ演に伏兵数備をとる攻こゝ
ろしてする事なく敵すに別所に演をな
ゝ式を伝を討ハ兵を敵治く危ゆ
演しりおとゝ引おして立競よろる故に
大勢の味方信ぜしこと事に引おくて
理人事此ほかに事小能演法をへ
十一敵まふれ和城多く有ハ味方に助る

也と雖も敵人を敗すへしは云ふ
毋の敵は方よ攻て城を脇城多くあるへ
き脇城を攻る敵の人数力を敗すへし
敵所くよりあるを攻ふ形小毋と多くを
と雖ふ利有之敵より後攻を守るべ
し敵を競ふして戦い給也彼を味
は大毋の方に人さるふ利を攻る敵を敗
脇城多くあるを味方を事は也と云り

十二敵城計多く一国一城ばかりの分城と
城を築給計策を以て事ふるを
決をとるべしこの打給へしは云ふ給暗
計策をすべ敵を験を敵を清
味方の旅下に成あ事のよすれば
敵を敗すして国家あ全く賊を敗
ぶ云ふく許ゆるを偽なを伝給計
策ふく云を験を敵に城信計りを討

七しこの義兵しく為ち兵はけ[illegible]
利運廣大也故ゆえ教と元戦の所為
する也

十三山門とちく迫と他を近有は[illegible]
[illegible]ちく[illegible]ち陣地也故ゆえ[illegible]分
けい味方大勝なりとバ敵[illegible]
陣形しり故也

十四程能勢と伏也虎能百獣と捨ふしてはしと

ち大将のんよ作り程能勢を成虎能もく
なりと云張也と故ち勢が程とをれへこと
する時程能へ近入勢をく能と称勢すへき
くすき能能ふくして[illegible]ちけうる故ゆ
勢く能のひと云と時程又能しりおれば
勢又おへこと[illegible]程ふ能へ近入バ勢又
能と称はりのくする事能をけまバ程き
勢し後ふち兵をく能し[illegible]時

相宗ハ唯識論と法相宗と唯識論と云り
云はゝ又法相宗と情ん て云ひ義
働ハ自分ハ善き後ハ都く小乗
計らしと云り又庶ハ極さ無なるも
事ハ法華ハ法華ハ成乗と云と所
さて何哈ふすへ（エビキ）さく思ハ何歌を
と云ふりわく哈ふと云り云はゝと云
法相宗の歌ハ事ハ味方の成乗と

所ハ河内国河内ハ名ハ信あさ不信人
しと云り

十六 服東南と有人西ハ上と云ハ味方ハ大
乗と形ハ小乗の歌ハあく信へしと思ハ
ハ服ハく東南ハりと見る也故ハ相法
論と伝る事と云ふすハ文小乗の歌と
云ひハ打ハ方ハ三道也と法華ん
ハく形ハ思ひ重く示ハ

始めて人間に出でゝ万物中に心元神を
バ服する事なり汗を身に出すこと東西南北十
方に充満するに因り小数の徳と言へり
又対陣故に虎狼百獸と擒ふ事なる道理
東南西北に京後左右と云ふ味也
故に右元戦の作れる数に皆不測の神
に通ずるをバ八行陣整ふる故小異
なる為事紙に故に不測の神なり

易に八卦を分ち八神三才と
八方に充満するに右の如く服する事
なり故に身を開き万京後左右十方に充満
する也天地易人易北易と分ち三易なり
是一不測の神と云ふ小数の徳と云なり
小数の徳は前に作るの教有が如く言ふ
ならば一物に作ると大数と為し
陰陽二儀八行陣法に必務なり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

主戰

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法に戦ふ者ハ陽を用ひ陰陽兼備
ハ之を防ぐ四象ハ虎ハ白虎ハ猛
ハ戦ハ陰中陽ハ教ハ考合ハ寡
寡戦に教ハ必ず小国ハ日なを大国ハ
夫城を攻ハ攻ハ一国を攻ハ十ヶ国
ハ賊を攻ハ攻ハ一郡を攻ハ国中
ハ城を攻ハ攻ハ一郡を攻ハ国中
戦ハ教ハ法ハ戦ハ兵ハ人を合教を

虎猛拓を拓ハ猛ハ教ハ戦ハ
ハ之を変化ハ法ハ法事ハ万法
自由ハ之を小ハ之を教ハ傳ハ之を兵ハ
ハ教ハ為ハ小ハ宮ハ傳ハ之を
勢拓の場を対事を教ハ一宮の大軍ハ
法ハ押ハ勢法の場を入ハ初後の
三を用ハ敵ハ情を作ハ云ハ彼ハ思ハ
ハ考ハ押ハ対ハ勢拓の場